

# 青森県報

号外第二十六号

平成二十四年  
三月三十日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (こども課) ……

## 規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三十二号

#### 青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「(障害児入所給付費支給申請書等)」に改め、同条第一項中「障害児施設給付費支給申請書」を「障害児入所給付費支給申請書」に改め、同条第三項中「施設受給者証再交付申請書」を「入所受給者証再交付申請書」に改める。

第二十条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「基準日における被措置者等の次の各号に掲げる年齢(二十歳以上の保護母子等にあつては、二十歳未満の者とみなす。以下同じ。)(の区分に応じ当該各号に)」を「次に」に改め、同項各号を次のように改める。

一 被措置者等の直系血族及び配偶者

二 被措置者等の属する世帯における生計を主宰している扶養義務者(前号に掲げる扶養義務者を除く。)

第二十条第二項中「基準日における被措置者等又は被援助児童等の次の各号に掲げる年齢の区分に応じ当該各号に掲げるとおり」を「被措置者等及び前項各号に掲げる扶養義務者の属する世帯又は被援助児童等の別表第三の税額等による階層区分に応じ同表に定める額」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「第一項第一号に掲げる者」を「第一項各号に掲げる扶養義務者」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、「及び第三項」を削り、「規定する負担上限月額」を「規定する障害児入所支援負担上限月額」に、「当該負担上限月額」を「当該障害児入所支援負担上限月額」に、「障害児施設医療に」を「障害児入所医療に」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「障害児施設施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に改め、同条第七項第三号中「第一項第一号に掲げる者」を「第一項各号に掲げる扶養義務者」に改め、同項第四号を削る。

第三十条を第三十一条とし、第二十六条から第二十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十五条第一項中「第三十四条の十四第一項」を「第三十四条の十五第一項」に改め、同条第二項中「第三十四条の十四第二項」を「第三十四条の十五第二項」に改め、同条第三項中「第三十四条の十四第三項」を「第三十四条の十五第三項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条第一項中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に改め、同条第二項中「第三十四条の十一第二項」を「第三十四条の十二第二項」に改め、同条第三項中「第三十四条の十一第三項」を「第三十四条の十二第三項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条第一項中「第三十四条の三第一項」を「第三十四条の四第一項」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の四第二項」に改め、同条第三項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の四第三項」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(障害児通所支援事業等開始届書等)

第二十三条 法第三十四条の三第二項の規定による届出は、障害児通所支援事業等開始届書(第二十五号様式)によらなければならない。

2 法第三十四条の三第三項の規定による届出は、障害児通所支援事業等変更届書(第二十七号様式)によらなければならない。

